

秋田市告示第254号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項および第115条の2第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条および第115条の10の規定により告示する。

令和6年8月2日

秋田市長 穂 積 志

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の所在地	指定の年月日	サービスの 種 類
株式会社N ・フィールド	訪問看護ス テーション デューン秋 田南	秋田市御所野湯 本五丁目1番12 号 ヨコウンエ ステート秋田B 棟1階103号室	令和6年8月1日	訪問看護、 介護予防訪 問看護
医療法人夢 花会	訪問看護ス テーション にじいろ	秋田市大町一丁 目2番7号 サ ンパティオ大町 A棟2階A号室	令和6年8月1日	訪問看護、 介護予防訪 問看護